

A社：神戸市垂水区所在 免許更新回数（3）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：インターネット広告（LIFULL HOME' S）

#### 賃貸住宅1物件

##### ■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 既に契約済みで取引できないにもかかわらず、新規に情報公開を行い、2か月間継続して広告。

##### ■ 取引内容の不当表示

◎ 間取り図を掲載 ⇒ 広告掲載住戸のものとは異なる。

B社：大阪市天王寺区所在 免許更新回数（2）  
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》  
対象広告：インターネット広告（自社HP）

#### 新築住宅1物件

##### ■ おとり広告（架空物件）

◎ 新築住宅の広告を行っていたが、当該物件に関する資料を有しておらず、物件を特定することができないため、物件が存在するか否かにかかわらず、取引不可。

##### ■ 表示基準違反

◎ 小・中学校、商業施設を表示 ⇒ 物件までの道路距離不記載。

##### ■ 必要表示事項違反

◎ 建築確認番号、入居予定年月 不記載。